

お知らせ

## 全国一斉「高齢者・障がい者の 人権あんしん相談」電話相談所の開設

岐阜地方法務局

誰にも打ち明けることのできない悩みを抱えている高齢者や障がい者の方の電話相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

**【相談日時】**9月8日(月)～14日(日)

平日:午前8時30分～午後7時

土・日:午前10時～午後5時

**【相談先】**☎0570-003-110(岐阜地方法務局)

お知らせ

## 弁護士と臨床心理士による 法律とこころの健康のための面接相談

岐阜保健所

- ◆一人で解決しようとしていませんか。
- ◆あなたの問題は、もう答えが出尽くしたと思いませんか。
- ◆「死にたい」と思うくらい追いつめられていませんか。
- ◆事象に追われて本来の自分を失ったり、振り回されていませんか。

もしかしたら、弁護士や臨床心理士に相談することで、こころの負担が軽くすることができるかもしれません。ご本人やご家族の相談に対応し、秘密は厳守します。

**【日時】**9月16日(火)、10月14日(火)、

平成27年3月10日(火)

午後1時30分～4時30分

(1人当たり45分間)

**【場所】**岐阜保健所(各務原市那加不動丘1-1)

**【相談料】**無料

※事前に申込みください。

**【相談内容】**生活苦、解雇、借金、連帯保証人、多重債務、人間関係、犯罪被害、病苦、いじめ、仕事が続かないなど

**【申込・問合せ先】**岐阜保健所 ☎380-3004

募集

## 笠松町営墓地使用者 環境経済課

**【墓地名】**緑町墓地 56区画 北及霊苑 2区画

**【区画の大きさ・使用料】**

○緑町墓地

区画の種類	区画数	基準区画の寸法 間口(m)×奥行(m)	基準区画の使用料
特別区	4	0.909×0.909	35,000円
甲区	18	0.909×0.909	35,000円
乙区	20	0.909×0.909	30,000円
旧丙区	5	0.909×0.909	30,000円
丙区	9	1.000×1.000	30,000円

※区画の寸法がこの表に定める基準区画の寸法と異なるときの使用料は、基準区画の面積に比例して算出します。

○北及霊苑

区画数	区画の寸法 間口(m)×奥行(m)	使用料
2	1.100×1.100	90,000円

**【申込資格】**

- 現在、親族の遺骨をお持ちの方で、町内在住の方
- 現在、お墓をお持ちで、そのお墓を移転しようとする方
- 使用料を11月28日までに一括納付できる方
- 墓地の使用許可書の交付があった日から、1年以内に墓標を建立できる方
- 町税、使用料などを滞納されていない方

**【申込・受付期限】**9月19日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日を除く)

**【申込必要書類】**遺骨の所持を明らかにする書類

(火・埋葬許可証または埋蔵証明書の写し)

**【決定方法】**抽選

**【抽選日時・場所】**10月2日(木) 午前10時～

役場4階 大会議室

※今回の公募終了後の未使用区画は、申込み順とします。

**【申込・問合せ先】**環境経済課

## 秋の全国交通安全運動

9月21日(日)～30日(火)

「地域ぐるみで守ろう

お年寄り子ども」

## 岐阜みなみ法律事務所

相続・遺言・離婚・借金・交通事故  
などお気軽に何でもご相談下さい。

岐阜みなみ法律事務所 検索

弁護士 鈴木亨(岐阜県弁護士会所属)

岐南町八剣北4-111 奥田ビル3階 TEL(058)214-2468  
(相談料:30分3,000円)(岐阜信用金庫岐南支店のビルの中です)

循環社会に奉仕する

## 有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ  
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1  
TEL 058-388-1006  
FAX 058-388-0765